

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 25 年度第 7 回枚方市都市景観審議会
開 催 日 時	平成 26 年 3 月 18 日（火） 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
開 催 場 所	ラポールひらかた 3 階 研修室 1
出 席 者	会長：吉川委員 副会長：下村委員 委員：鶴島委員、恩地委員、木下委員 多田委員、福山委員、山下委員
欠 席 者	岡委員、小野委員
案 件 名	議案 1．枚方市屋外広告物条例に基づく許可区域の指定及び許可の基準等について
提出された資料等の名 称	<会議資料> 次第 議案第 1 号 枚方市屋外広告物条例に基づく許可区域の指定及び許可の基準等について <参考資料> 枚方市屋外広告物条例 平成 25 年度第 6 回枚方市都市景観審議会会議録 <その他> 枚方市基本計画（改訂版） 用途地域図
決 定 事 項	議案 1．枚方市屋外広告物条例に基づく許可区域の指定及び許可基準等については提案通りの内容で了承し、答申を行う。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部 都市整備推進室

審 議 内 容

1 開 会

吉 川 会 長： 定刻になりましたので、ただ今より平成25年度第7回枚方市都市景観審議会を開会いたします。それでは着席して進めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には何かとお忙しい中にもかかわらず、本審議会にご出席をいただきありがとうございます。

さて本日は、枚方市屋外広告物条例の施行に伴う諮問を受けて、その後、その内容について審議してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

また、本日の会議録の署名人は、福山委員と山下委員をお願いします。

それでは始めに、本審議会の開催にあたり市を代表しまして、池水都市整備部長より、ご挨拶をお願いいたします。

池 水 部 長： おはようございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、日頃より本市行政にご支援、ご協力いただき誠にありがとうございます。また、お忙しい中にもかかわらず、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

これまでご審議いただきました景観計画及び景観条例でございますが、景観条例につきましては、3月6日に議会で原案どおり可決され、景観計画と共に4月1日から施行する予定です。これもひとえに、委員の皆様方のおかげと心より感謝申し上げます。

さて本日は、昨年12月に制定しました枚方市屋外広告物条例につきまして、4月からの施行をひかえ、その屋外広告物の許可区域の指定等について、ご審議いただきたいと考えております。

後程、事務局よりご説明させていただきますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

吉 川 会 長： ありがとうございます。

次に、委員の皆様方の出席状況の報告と資料の確認を、事務局より願ひします。

事 務 局： まず、委員の皆様方の出席状況をご報告させていただきます。

本会の委員総数は10名でございますが、現時点で7名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条の規定に基づき、委員総数の過半数に達しております。

したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、岡委員と小野委員につきましては、欠席される旨の連絡をいただいております。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

本日の資料につきましては、「次第」、「枚方市屋外広告物条例に基づく許可区域の指定及び許可の基準等について」の諮問書の鑑、議案第1号「枚方市屋外広告物条例に基づく許可区域の指定及び許可の基準等について」がございます。参考資料として、昨年12月に制定した「枚方市屋外広告物条例」、「平成25年度第6回枚方市都市景観審議会会議録」がございます。あと、昨年11月に答申いただきました枚方市都市景観基本計画の改訂版が製本できましたので配布しております。また、会議備え付け用資料として、用途地域図をおいております。こちらは、会議終了後に回収させていただきます。資料としては以上でございますが、過不足等ございませんでしょうか。

(資料を確認)

よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

2 審 議

吉川会長： ただいま事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は7名の委員の出席により成立しております。

本審議会は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき原則公開としております。

本日の議案等を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

吉川会長： ありがとうございます。それでは、本日の審議会は公開といたします。本日、傍聴人はおられますか。

事務局： 本日傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

吉川会長： それでは、傍聴人がおられないということで、審議を進めてまいりたいと思います。議案第1号ですが、「枚方市屋外広告物条例に基づく許可区域の指定及び許可の基準等について」市長より諮問を受けておりますので

事務局より説明を求めます。

事務局： 着席して説明させていただきます。「枚方市屋外広告条例に基づく許可区域の指定及び許可の基準等について」ご説明させていただきます。その前に屋外広告物にかかります本審議会におきまして、これまで事務局よりご説明をさせていただきました経過並びに、それに対する審議会のご意見につきましてここで簡単に振り返らせていただきたいと思います。

まず、昨年4月26日の第1回都市景観審議会におきまして何点かご説明をさせていただきました。1つ目は屋外広告物条例につきまして、平成25年1月に大阪府より府条例の一部権限移譲を受けまして本市として実務を行い始めたこと、2つ目といたしまして、中核都市となる平成26年4月には大阪府条例が枚方市に及ばなくなることから、移行と同時に枚方市条例としての施行が必須であること、そして、本市といたしましては本市の条例内容は大阪府条例を参酌したものであることとして条例制定の予定である事をご説明させていただきました。その後、市内の広告物の実態について把握を行い、改善方策につなげていきたい旨をご説明させていただきました。その審議会の中で大阪府条例の内容につきましては、大阪府の手引き等をお示しして、例えば「屋外広告物とは」なにか、あるいは禁止物件、禁止区域、許可区域、許可の基準についてご説明させていただきました。

第2回、6月13日の審議会では、吉川会長より3年くらいを目処に改めて屋外広告物条例の見直しを、つまり、枚方市独自の屋外広告物条例の見直しができるように審議会としても行政に求めていくといったまとめをしていただきました。

続いて7月31日の第3回審議会におきまして、屋外広告物条例に関わる主な審議会の諮問事項として、「禁止区域の指定・変更」、「許可区域の指定・変更」、「屋外広告物等の表示方法の制限等の規定等をする場合、許可区域における許可の基準」などになることをご説明いたしました。そして、吉川会長から「平成26年4月から、実態の把握に向けた調査をされ、それから3年程度で、議論ができる状況、議論をまとめていける状況にしていきたい」とまとめていただきました。

そして、去る1月28日の第6回審議会におきまして、景観計画の答申にあたり、付帯意見がついたものでございます。

次にこうした経過を踏まえまして、大阪府屋外広告物条例を参酌して昨年12月に制定いたしました枚方市屋外広告物条例でございますが、この中での都市景観審議会の役割についてご説明させていただきます。恐れいりますが、本日配布しております参考資料の「枚方市屋外広告物条例」をご覧くださいませでしょうか。その中の第53条の「審議会への諮問」の項でございます。

(1) 第5条第2号から第6号まで又は第8条第1項第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第10号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

(2) 第12条又は第13条第1項の基準を定め、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

こちらが条例の中で審議会への諮問事項として定められたものでございます。今回、許可区域の指定及び許可基準等について、これらの指定へのご意見をこの条項に基づきお聴きするものでございます。

恐れ入りますが、議案書に戻っていただきまして、1枚めくっていただけますでしょうか。枚方市の地図が書いてあるところでございます。

1. としまして、第8条1項7号及び8号の規定による許可区域の指定でございます。まず、(1)として条例第8条1項7号の規定による許可区域につきましては、景観法第8条第1項の規定により本市が定めました同項に規定する景観計画の区域又はこれに隣接する区域のうち次に掲げる区域で、①淀川沿岸区域、②東部景観区域、こちらの指定をしまいたいと考えております。

続いて下の(2)として条例第8条第1項第8号の規定による許可区域で、こちらは国道、府道並びに都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内の幅員16m以上の道路及び鉄道並びにこれらから両側500mまでの地域のうち、こちらから展望できる範囲にある区域(禁止区域とされるところを除く。)となっております。詳細につきましては後程ご説明させていただきます。

次に裏面に移ります。2. としまして条例第12条の規定による許可の基準及び第13条第1項の規定による広告物の表示の方法等の基準についての定めでございます。(1)としまして、屋上広告物及び壁面広告物(以下、(2)から(4)の広告物等を除く)の基準でございまして、こちらにつきましては、条例の施行規則(案)別表1に示しておりますので、こちらについても後程説明させていただきます。なお、条例施行規則については次の頁から別紙でつけておりますので、後程ご参照いただければと思います。

恐れ入りますが議案書の2頁のところ、(2)電柱又は停留所標識を利用する広告物等でございます。こちらにつきましては、条例施行規則(案)別表2ということで、後程説明させていただきます。

(3)としまして、道路もしくは鉄道またはこれらに接続する地域で、市長が指定するもの、下の※印のうちに表示し、又は設置する広告物等の基準についても別表3に示しておりますので後程説明させていただきます。

(4)として、(1)から(3)に掲げるもののほか、市長が指定する

下段の※印の広告物等の基準でございます。こちらにつきましては、条例施行規則（案）の別表4で後程説明させていただきます。

議案書につきましては次の頁から、枚方市屋外広告物条例施行規則（案）をお示しておりますが、本日ご審議いただいた後、答申を受けまして、市において決裁の後、施行規則（案）が確定いたしますので、4月1日より施行することとなります。

次に、施行規則の別表の関連でございますが、恐れいりますが議案書の17頁をご覧ください。参考2として許可の基準等の概要を説明させていただきます。こちらの表は、施行規則の別表或いは文章をわかりやすく表にしたものでございます。①が、別表第1で、許可区域における広告物等の基準を表しております。上段は、建物の屋上に表示をする広告物です。こちらにつきましては、縦が建物の高さの3分の2以内、横が建物の幅の範囲内、下段の建物の壁面に表示する広告物については、縦が建物の高さの範囲内、横が建物の幅の範囲内ということになっております。続いて②が、別表2に相当するものでございまして、電柱や停留所標識を利用する広告物の許可基準で、下の表をご覧くださいませでしょうか。「大きさ」、「掲出位置」、「掲出数」、「色彩等」に関しまして、電柱を利用する広告物等を突き出して取り付けるものと巻きつけて取り付けるもの、また、停留所標識を利用する広告物、それぞれの種類に分類をいたしまして定めてございます。

次の18頁に移ります。③が別表3に相当しますが、国道1号、170号、または第二京阪道路の沿線、道路境界線から両側500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域における表示方法等の制限で、いわゆる「路線型表示制限区域」でございます。下の表は用途地域ごとの分類を示しております。1番上の段から制限緩和区域、こちらは商業地域、近隣商業地域がでございます。次に一般制限区域、こちらは第一種住居地域から市街化調整区域までの用途地域でございます。そして、重点制限区域、こちらは住居系の第二種低層、第一種中高層、第二種中高層になっております。まず、用途地域をこのように制限緩和区域、一般制限区域、重点制限区域の3つに分類したうえで、上の表をご覧ください。国道などの大きな幹線道路から500m幅の中で用途地域が3つの制限の強弱で分類をするわけですが、それぞれごとに路線の区分と形式、自家用広告物か、それ以外の広告物かのかたちでそれぞれの規制内容を分類しております。特に自家用以外の広告物につきましては、そうした道路からの距離によりまして50m未満、或いは100m未満、200m未満、500m未満、それぞれごとに規制を分類しています。特徴としましては、表の中ほどにあるように自家用以外の広告物のうち一般制限区域、あるいは重点制限区域においては、100m未満については掲出する事ができません。また、一部で一般的な屋上や

壁面の広告物の面積制限についても厳しく制限しております。恐れ入りますが、19 頁をご覧ください。④が別表 4 に相当するものでございます。枚方市景観計画区域のうち淀川沿岸区域と東部景観区域に於ける表示方法等の制限で、いわゆる私ども「面型表示制限区域」とっております。こちらも下段にありますように、用途地域ごとに制限緩和区域、一般制限区域、重点制限区域に区分した上で上の表にございますように、その形式別、いわゆる屋上か壁面かその他の広告物、自家用広告物か非自家用広告物かで表としております。こちらの特徴といたしましては、重点制限区域、一般制限区域で面積などが他と比べて厳しくなっております。以上が「枚方市屋外広告物条例に基づく許可区域の指定及び許可の基準等について」の説明といたします。規則にある表については、やや分かりにくいところもございましたので、参考資料の表で説明させていただきました。

続きまして今ご説明させていただきました内容を、画面にて着色して表示させていただきます。左の水色の部分が淀川等沿岸区域、右が東部景観区域で「面型表示制限区域」、そして、国道 1 号、170 号及び第二京阪道路の道路境界区域から 500m までを段階を追って屋外広告物のそれぞれの制限区域を表示しております。なお、この表示の中で赤い部分は第一種低層住居専用地域で、こちらについては屋外広告物の掲出は全面禁止となります。第一種低層住居専用地域で他の制限区域と重なった場合には、禁止が最優先となります。用途地域の詳しい内容につきましては、本日お配りしております用途地域図と比較していただければ分かり易いかと思います。なお、黄色の着色部が一般の許可区域になりますが、何か所か白い部分があります。16m 以上の都市計画道路などから両側 500m の規制の幅をとっていった時に、いずれにも重ならない規制のかかっている区域が 3 か所ほど出てきている状況です。以上、大阪府屋外広告物条例に沿った形での枚方市域における 4 月以降の規制内容についてご説明させていただきました。

吉川会長： ありがとうございます。今ご説明がありましたように、市としては、これまでの大阪府屋外広告物条例を参酌して条例化を行っている経緯があり、これについてご質問やご意見、ご提案など、意見交換をしていきたいと思いますが、先ほど冒頭で経緯をご説明いただきましたように第 6 回の都市景観審議会において屋外広告物の今後の方向性についての付帯意見として答申書に記載しております。今後は、新年度に向けて市内の屋外広告物の実態調査に着手されるという事ですので、その進捗にあわせて次年度は審議会が開催されていく事になります。この点をふまえて、今後の条例化についてご質問、ご提案をいただきたいと思います。特に、区域の指定のところが一番気になると思いますのでご意見をいただければと思

ます。

少し気になったのですが、面的な規制と線的な規制についてですが、特に第二京阪の方は、第二京阪道路を境目にして東部景観区域と定めていますが、今これを拝見すると線的な500mの区域が重なっているように見えますが、線的なものが優先されるということでしょうか。

事務局： そうなります。

山下委員： 質問させていただきます。私はこの広告物に関しては、極めて関心が高いのです。お話をきいていると、規制は設けるけれども広告物は立てる事ができるという内容に受け取れるのですが、いやそうではなくて、例えば一番最後の頁には「面型表示制限区域」があって制限緩和・一般制限・重点制限と設けて、ここに書いてある規制を設けておけば、この地域には広告は立てられないであろうと理解すればいいのですか。それとも、こういう規制に引っかからなければ広告を立てる事ができると理解するべきなのでしょうか。

事務局： 画面に赤くなっているところが禁止区域となります。戸建住宅を中心とした第一種低層住居専用地域については今も禁止で、今後も禁止となります。

山下委員： 電信柱も駄目だということですか。

事務局： いや、一部除外はございますが大きな広告物は禁止となります。

山下委員： 赤くなっているところは分かります。問題は青いところですか。

事務局： 赤くなっているところ以外は許可を得る事ができれば一定の規模までは立てる事ができます。その一定の規模の範囲を示すものがこの表になります。

山下委員： ということは、淀川河川敷であろうと、東部の田園地帯であろうと看板を立てる事ができるということの意味しているのでしょうか。

事務局： そうです。

山下委員： 「そうです。」ではすまないです。これは消すべきだと思います。

吉川会長： それは、現行で大阪府屋外広告物条例が動いていますので、ですから今後見直していく段階で、今山下委員のおっしゃったご意見なども含められ、大阪府よりは厳しくするといった可能性もあると思います。

山下委員： 3年間で見直すと。時間が掛かるよということですね。

吉川会長： ということをお頭にいただければと思います。実は、4月1日に施行するといったスケジュールで後ろが決まっていますので、端的に言えば、大阪府屋外広告物条例を基に枚方市バージョンにとりあえず書き直したのを使いますよと、この審議会で見解を求められているという事になります。これをもとに4月1日以降は、大阪府屋外広告物条例を準用する形で運用していこうとしているのです。実は事務手続きは、府から市側に既に移っております。

多田委員： 分類からいきますと、結構大きな枠でとらえているのです。市を弁護するかたちになってしまいますが、大阪府は、淀川と大和川と石川という大きな河川をメインに川のところは一定の制限をかけて、一方東部地域は大阪府の条例の中では生駒山系に分類されていますが、山の区域を北摂山系と生駒山系と金剛・和泉葛城山系と三方を山に囲まれていますから、大きな枠で三方の山のところではあまり派手な大きな看板は立てないという制限で、それは最低限の基準なのですね。緩やかなのです。大阪府全域にかけてしまう事になるので緩やかな基準になっています。あと幹線道路では、第二京阪道路や国道26号線、外環状線や中央環状線などの大きい幹線もある程度の基準で規制はしていますが、大阪府全域で絶対駄目といった京都市内のようなかなり厳しい規制はせず、緩やかな基準となっています。それを市の条例にする時にはもう少し厳しくするのが一般的です。そのためには現況調査をきっちりしないと、現在どれだけの看板があって、どれだけの景観上の問題になっているのかの状況調査をきっちりしないと、なかなか厳しくする事は難しいと思うので、2～3年はかかるかなと思います。先例の豊中市なども1～2年かけて検討されていました。豊中市では例えばモノレールの広告をどうするかとかの話がありましたし、地域ごとで課題は変わってきますから、そのあたり現況調査をきっちりした上で、例えば枚方市駅前をどうするかということを検討していかなければならないと思います。

山下委員： 屋外広告物はすぐにはいかんというのは分かるのですが、4月が来て大阪府の条例を準用するといった姿勢ではたして良いのでしょうか。これを見た人は設置できると考えるでしょうし、3年間になるのか分かりません

が、今のところ設置できると言っているとするならば、行政サイドできちんとした屋広条例をつくるまでは、然るべき行政指導を行っていくというご意志はあるのですか。

事務局： その為に本審議会にて1年間色々ご審議いただいた経過を踏まえて、来年度に実態を把握して、枚方市らしい屋外広告物のあり方についての考えをまとめて、先生方にお示ししていきたいとご説明させていただいたと思います。

山下委員： しかれば実態が把握できるまでは、これに沿って、行政として指導的な事が行われる事なく時間が経っていく事になるのですか。

事務局： 条例が定められて、それに基づいて施行していく義務もございますので、この3月31日までは大阪府の屋外広告物条例に基づいて施行していき、4月以降も緩くもそれ以上厳しくもならず施行していきますが、ただ、そのあり方については本当にどうなのかという観点から調査もしていきますし、今お示しの様な観点を持っているのかと問われれば、問題意識は持っております。しかしながら、その具体的な許可をしていく際にどうなのかというのは別であると思います。

福山委員： 少しよろしいですか。参考2のところでも許可区域における広告物等の基準といった欄がありますが、建物の屋上と建物の壁面、その次が電柱、停留所標識云々と書いてありますが、これ以外にもあるのではないですか。例えば、国道1号を車で走っていたら見える範囲で大きな看板が掲げられています、そういった物はこの基準の中のどこに入るのですか。

事務局： 例えば国道1号沿いであれば18頁に屋上広告物や壁面広告物以外にその他の広告物とありますが、これが該当します。

福山委員： 私としては、その他の広告に該当する広告物の方が多いのではないかと思います。地域において道路を車で走っていればたくさんの広告物が目につくのに、こういう広告物は不似合いですよとか、そういう広告物を規制する内容があまり記載されていないように私は思います。そういうところを考慮されて、ここでは無理かもしれませんが、2年か3年後の改正の際にはその旨を入れられたらどうでしょうか。

吉川会長： 全てを禁止するという方向でいくと、既に現行出来ている看板を撤去しろという話がいずれ出てきます。基本的に条例を遅滞無く施行していこう

と思う時には、どの程度まで制限できるかという事を調査して考えていかなければなりません。例えば、京都の景観条例で私権制限ということがおこっていますが、現在建っている建物については撤去の対象にはならず、建て替える時に現在の京都市の景観条例がかかってくる。従って、きつくすればすぐに効果が挙がるというわけではなく、今後増える事が予想されて、それを制限した方が良いと考えられる場所を、我々がきちんと押さえないといけないのではないかとこのところがあります。具体的には福山委員がおっしゃったところのハッチがかかっている路線から近い所は基本的には掲出できないという事になっています。これは制限区域というよりは禁止になっているとご理解いただければと思います。

山下委員： もう1つ現実的なことでお尋ねしますが、ビルのガラスの面に内側から貼り付けて広告を出すケースが非常に多いと思うのですが、これは規制の対象になるのですか。どうしようもないものなのですか。

事務局： 法律は屋外広告物法になります。屋内の広告は規制外となります。

山下委員： おかしいですね。これは、今後の課題ですね。

多田委員： 一番厳しい京都市はこれも規制されているので、どこまでが法的に規制できるか、独自条例で規制ができるのか研究されると良いと思います。基本的には大阪府の広告条例上にしても国の考え方も屋外のみで屋内は対象外になってしまいますので、そこは具体的な方法を考えられたら良いと思います。

吉川会長： 景観法って、ある種のプリンシプルといますか、バックボーンを定めているだけですので、例えば京都市の景観条例は非常に厳しいものになっていますが、多田委員がおっしゃった様に屋外広告物条例も非常に厳しいものになっています。これは、実態に合わせてやる必要があり、そこで新年度から調査をされるということですが、具体的には予算が付いたということですか。

事務局： 今予算委員会にて審議している所で今月末には可決いただけるものと思っています。

吉川会長： ですから、実態調査を踏まえた上で、今後非常にまずいと思われるものには独自の規制をかけることも考えなければならないし、むやみやたらと厳しくすれば良いというものでもないし、今のままで良いという話でもな

いと思います。

恩 地 委 員： 少しいいですか。私は知らない所へ行った時など、こちらから広告を探
す時もあり、車で走っている時に広告があつて助かる場面が結構ありま
す。全然無かったら困ることもあるかと思ひます。

事 務 局： 18 頁の国道 1 号については自家用以外の広告物については掲出できな
い事になっていますので、案内目的の看板は現行では提出できない事にな
っています。しかし、例えば大きな病院であるとか大規模な商業施設など
は、看板の表示をする事で一定車が滞る事なくスムーズに移動できるとい
った効果も一方では考えられるますので、今回そういった観点からも、現
状の調査と併せて行う必要があるのではないかと思ひています。

木 下 委 員： こういうことを考える時にですね、現状、もう 4 月 1 日から施行される
という事で先ほど説明もありましたように、大阪府の基準に準拠して枚方
市の方に作り変えて 4 月から施行されるということですね。それで今その
承認をこの審議会にとられているという事だったんですけども、4 月 1
日からということであれば先ほど先生方がおっしゃった様に、今の看板を
どうするのかということも含めた時には、それが 1 番ベストなやり方だと
思ひますね。だから、今規制の中身をどうするかというよりは、
準拠してそれを使っていく。ただ、皆さんがおっしゃる様に、これからそ
の後調査をかけてどうしていくのかという事が 1 番大事だと思ひます
ね。それを作っていくことが枚方の本当のバージョンを作っていくこと
になるんだと思ひます。その時にどういった内容にしていくのかという議論
が、本来 1 番大事なものだと思ひます。その時に私が思ひるのは、基準の内
容というのは最終的に落とし込まれていくものであって、本来的には枚方
の景観ですよ。それをどうしていくのかという部分に対して広告をどう
していくのかという策が初めてあるものですから、広告だけをどうするの
かではなくて、そのために私達はずっとまちづくりをどうするのかと考
えてきたわけです。だから、今度枚方市が 3 年間の調査を掛けて、その後
に作っていくものが今まで皆さんがまとめてきた景観に基づいたものにな
っているかどうか、その目指していくべき枚方のまちに合う広告のあり方
になっているかどうかということが 1 番大事じゃないかなと。それで、
その目指すべき方向が何なのかをここで皆さんと確認をとって議事録に
残しておく事が 1 番大事で、それが例えば市民の人にとっては、そうい
うことを目指して枚方バージョンを作りますということを確認したと
いうことを残しておく、だからこそ、3 年後 4 年後 5 年後になった時にそ
れが検証できるんじゃないかなと思ひますね。それで、私達も調査を

よくするので分かるんですけども、調査というのは調査をかけてみないと分からないじゃなくて、まずどうあるべきか、そのために調査をかけてギャップを調べる。やっぱりこうなってるな、こうなってないな、ということ調べてはじめて調査の結果としての効果が分かってくるわけですよ。だから、その基準になるのは、やはりこの基本計画で私たちがどうしたいかと思ったものが全部基本計画の基準となってくると思います。それに照らした時に、合ってる合ってる、それで目指すべき方向に対してはどうしていかなければいけないか。それでその時にやっぱりすごくひとつの先進的な取り組みとして、まあ成果がどれだけ挙がっているかは検証しなければいけないですけども、この審議会が始まる前に鶴島先生に京都のことを色々教えていただいてたんですけども、京都ってやっぱり広告に規制を掛けていますよね。全国に先駆けて色数を落とすとかのようなかたちで、まさに馴染むようにしています。だから例えば、枚方市もそういう方向を目指すのか、そうではなくて先ほどおっしゃるように、やっぱりある程度の広告があった方がまちが美しくなるという意味で、賑やかになるという意味で必要なんだという考えでいくのか、やっぱりその基準が1番大事やと思うんです。私たちの枚方市の基準はどうするのか。で、そこに持ってくる時に、これも皆さんおっしゃってくださったように色々な事例があると思います。これは本当に日本国内だけではなくて、世界にもいっぱい色々な事例がありますから、前にもご提案したんですけども、そういうのをいろいろ調べられて良い所は取り入れていったらいいと思います。だから、まずそういうことをここで確認した上で、次のステップの、これがいいのかどうかということに入っていられるのが1番良いんじゃないかというふうに思います。

事務局： 今、木下委員のご意見でございますが、市として今の時点で問題・課題についてどのような考え方をしているのかですが、この1年の中で景観基本計画を検討してきましたが、それとのギャップでいいますと、例えば先ほどご説明しました白抜きの部分については現在のところ規制がかかっていません。これについては、大阪府景観計画及び大阪府屋外広告物条例からしますと、景観法は枚方市全域にかかっていなかったわけですので、それはそれで現状に合っているわけですけども、7月以降は枚方市全域が景観区域になります。そういった観点からすると、白抜きの部分はギャップに相当する一つではないかと思えます。もう一つは、景観形成区域における枚方の景観のあり方について、フレームを踏まえた景観軸として色々ご議論いただきましたが、そこから考えますと河川で天野川或いは穂谷川が景観形成区域となりますが、そこは淀川と同様に、淀川よりは河川規模は小さいですけども、そういったものを目指そうと景観上の位置

付けをしていますので、それとの整合性がギャップになっていると思っています。また、道路景観についても、景観計画の中では道路区域から 50 mと一定ご議論いただいておりますが、屋外広告物条例の中では 500mと 10 倍の差がありますので、こちらについても議論する余地があるのではないかと考えています。また、先ほど京都のお話でしたが、枚方市域全体がそのようなかたちになることは考えていないわけですが、例えば景観重点区域としました枚方宿地区についても屋外広告物の色彩をどうしていくのかを現状取り決めしている内容をもう少し検討する余地があるのではないかと考えています。従って、何気なく調査をするというわけではなくて、今言いました観点をもって、どんなところに課題があって、それを解決していく手段として、どのような規制内容或いは誘導内容があるのかということを考えながら調査には当たっていきたく思います。

吉川会長： 基本的には去年の早い段階に審議会で屋外広告物も扱える事を皆さんに承認いただいて、その流れで今議論しているので、当然の事ながら屋外広告物条例も基本的には景観に沿っていく形になります。今までは、地形の上にある地物の色と形態が基本的に扱われていたのですが、今度はそこに広告物といったものを議論していく事になると思いますので、もっと調査をして実態を把握した上で網をかけていかないと何のための新たな条例かと指摘される事になりかねないので、きちんと押さえていきたいと思っております。基本的に我々は、従来の都市景観区域にのっとった形で、広告物もこうあるべきというのを今後の審議会で打ち出していくべきだと思っております。

事務局： 会長もう少しよろしいですか。今後、まちなみを車で走ったりしていただきますと、非常に山下委員が危惧されているような、広告の数や大きさが気になる事もあると思います。しかし、それがすべて許可された看板かという 100%ではなく、一部しか手続きされていない事に我々は強い危惧を持っておりまして、そういったところの法に基づいた手続きをきちんとしていただき、その上で現行の水準、規制内容を遵守していただく事が最初のスタートになるわけですが、残念ながら中々そういった実情には至っていない状況でして、現行の条例と実態との乖離も課題であると思っています。また、先ほど恩地委員のご意見にもありましたように、地域の活性化につながる広告物の一面もありますので、広告物を無くして美しいまちへという部分と、地域の経済的な活性化とのバランスをどのようにとっていくのかも大きな課題であると思っています。今後、検討するにあたっては、そのあたりを先生方にもご指導いただくことになろうと思っています。

鵜 島 委 員： 調査について予算を危惧されているとの事ですが、案の段階では何年の見通しで、26年度は具体的にはどういった中身になっていますか。

事 務 局： まず、予算については単年度で調査と分析というかたちで予算要求いたしました。

鵜 島 委 員： 市域全体の現状把握という事ですか。

事 務 局： 先ほど私が説明させていただいた様な観点で調査をすることになりますので、おそらく全域にはならないと思います。

鵜 島 委 員： 全域でなく調査委託されるのですか。

事 務 局： はい。

鵜 島 委 員： 重複になるかもしれませんが、具体的にどのような内容の調査になるのですか。

事 務 局： まず、例えば幹線道路沿いで、現状どのような大きさ・高さの看板があるのか、といった内容になります。

鵜 島 委 員： それは地図上に個々にどのような看板があるのかといった実態把握をされるのですか。

事 務 局： そうです。

鵜 島 委 員： 幹線道路では国道1号と170号、あと淀川流域などとなるのですか。

事 務 局： 予算全体のボリュームの関係もあるので、出来るだけたくさんの調査をしたいなと思ってはいるのですが、予算的に全域とはならず、幹線道路では全線ではなく一定の範囲内で特徴をとらえていくような調査の仕方になると思います。

鵜 島 委 員： 1年経ちますと委託の結果で概ね市内の概要は把握できるのですか。

事 務 局： それを目指しております。

吉川会長： 基本的には事務を委譲されているので、申請のある屋外広告物のデータは既に市が持っているもので、そのデータと実態との乖離を確認していくことになるわけですね。無許可で問題の広告物が出ているとか、看板は小さいけど問題が大きいとか、そこの確認をうまいことしていかないと某市では大阪府からデータを引き継いでデータベース化が出来ていても、数年経ってもそれがうまく生かされていないといった話も聞きますので、枚方市自身が屋外広告物の取り扱い事務行政を円滑にできるようにする事が大切だと思います。

木下委員： 調査は3年かけられるご予定なんでしょうか。

事務局： できるだけ早く単年度で調査を行って、その分析をしながら審議会にご説明をして、3年程度で新しい条例を完成させる事が目標になります。

木下委員： 調査は1年で、条例を枚方バージョンにしていくことを含めて3年をみてらっしゃるといことですね。調査に1年かけられるのは良いとは思いますが、ちょっと長いかなと私は思うんですね。1年かければその間に広告変わりますよね。広告の状況って変わるので、1年前に調べたことが1年後に結果ですと持ってきてても状況が変わってる場合があるので、ちょっと受けた印象としては長いかなという気がしました。それと委託されるということなんですけれど、これも以前にご提案させていただいたんですけれども、例えば市内にたくさん学生がいますよね。その学生を使って一斉に、それも勉強という視点で調査をさせると。そうすれば勉強にもなるし、それから市民としての視点で見た時にどういうところが問題かというようなことが、すぐに上がってくるというようなやり方があるので、そういうやり方を検討されてはどうですかということで、一度やりますというところまでいっていたのですが、その話が立ち消えになっているので、もし予算をかけて調査の委託をされるのであれば、もちろんそういうプロの方が調べられるということも片方では必要だと思うんですけれども、もうひとつはデータではない感性の部分で、やはり先ほどおっしゃったように規制はかかっていないけれど、窓枠の広告って、これやっぱり美しくないんじゃないのという部分はデータでは出て来ないものだと思うので、そういうものに対しても、市民としてはどういう感覚になるのかということ、例えば学生なり市民のボランティアでも良いと思うのですが、そういう人達に協力して貰って写真を撮ってきてくださいとかというようなことは比較的簡単に出来ると思うので、そういうこともやはり片方では検討していかれたらどうかなと思うんですね。そうすれば、経済的なこともありますし予算的なこと、スピードのアップ、視点を増やす、それ

から感性的な調査ができるという意味では、専門的などころに委託して1年かけるというやり方もひとつですけれども、それプラス他にも出来ることがあるんじゃないかなというように思います。

事務局： 市から委託といった形でやる内容とは別に、景観の場合でも景観懇話会といったかたちでワークショップ的なことをしてきたということもございますので、屋外広告物についても色々な手法はあろうかとは思いますが、その検討のひとつになるかと思えます。

鶴島委員： 私の知っている京都府内の事例では、市の調査と同時に先ほどおっしゃられたように地元の皆さんが、何が一番問題と思っているかを話し合ってもらう場を年に数回設けて、外に出て調査やアンケートをしています。

事務局： 屋外広告物は、何が大きなネックかといいますと、屋外広告を出す事を生業とされている方、また、そこに費用を出して依頼するスポンサーの方々の合意を形成し理解を得ながらの規制でないと、規制を強化しただけではその実効性に疑問が出てくると思っておりますので、3年というのはそういった検討も含めた期間であると理解しております。

また、先ほど来年度の予算について単年度等の説明をいたしました、これは1年目だけの調査に限らず、来年度につきましては調査内容につきましてこの審議会の中でご報告させていただき、また、新たに必要な調査が2年目に出てくる事もあると思っておりますので、まだ予算が確定したわけではありませんが、進行につきましては4月以降の審議会の中で調査の内容やスケジュールのご報告をさせていただきながら、必要な追加調査や鶴島先生のおっしゃった市民のアンケートについてもこの場でご相談させていただきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

下村委員： 前回も欠席となり、今回も遅れてしまい申し訳ありません。だいたい議論されていると思いますが、教えていただきたいことが2～3点あるのですが、1つはブルーの部分が今回、屋外広告物を立てられるところという理解でよろしいのですね。

事務局： いいえ、全部となります。

下村委員： 全部ですか。この議案書の図は何ですか。

事務局： それは審議会でご検討いただき決めていただく区域、例えば真っ赤な第一種低層住居専用地域の禁止区域は審議会マターではないという事です。本日の資料の議案書の16頁の参考資料1、許可区域の概要にありますよ

うに審議会でご議論いただくのは⑦と⑧で、それ以外についてはスライドでお示しした通りでございます。

下 村 委 員： この基準等について、なぜこの地域を指定したかについてはどこかでご説明されたのですか。

事 務 局： 大阪府の屋外広告条例を枚方市がそのまま参酌してやるという事になりますので、例えばこれに新たな規制区域を追加する時には、市民への説明など様々な手続きが必要になりますので、今回は実態を調査するという事でお時間をいただいていくということにさせていただきました。その結果、大阪府の屋外広告物条例をそのまま参酌した内容になりますので、4月以降はその内容でやっていくのですが、4月以降の枚方市の屋外広告物条例の中におきましては審議会でご信任いただいたものをもって区域とするというのが参考資料の⑦と⑧になりますので、内容としては大阪府と同じという事になりますが、こうした手続きを踏まなければならないという事で掲載させていただいた次第でございます。

下 村 委 員： 府の指定基準をそのまま移管するとなれば、①から⑥は審議会で審議した上で了解するといったことになりませんか。

事 務 局： いえ、①から⑥は審議会マターではないということです。

下 村 委 員： 屋外広告物を兼ね合わせた審議会でこれを移管するという事に、まず、審議会での了解する必要はないということですか。

事 務 局： はい、必要ありません。参考資料で付けている条例の第53条をご覧ください。こちらに審議会に諮るものが列挙されています。この中で、現在大阪府の景観審議会において指定されている区域を、枚方市の景観審議会の名において指定していただくというのが本日の主旨になります。

下 村 委 員： 府でも審議会をやらしてもらっていますが、それをそのまま移行するわけではないということですね。

多 田 委 員： 分かりやすく言いますと、先にこの枚方市屋外広告物条例が出来上がっていて、53条が既に発動しているのでこういう形になっているのです。本来であれば過渡期なので暫定的な条例適用ということなので、市の方で大阪府の屋外広告物条例の内容をそのままこちらへ持っていきます、ということを決めて、その後に枚方市屋外広告物条例の53条の効力を発揮す

るのを先にしておいて、そして、見直す時に枚方市の景観審議会に諮ってもらふ事にすればもっとスムーズにいったと思うのです。しかし、枚方市屋外広告物条例は既に出来ているので意見を聴かざるを得ないという事なのですが、本来は独自の条例を作る時に議論していただくのが正しいかとは思いますが。

下 村 委 員： 追加する時の説明理由として、なぜ、ここを詳しくやらなければならないのかの説明書きがなくて、ここを指定しますとだけ書いてあるのですが、この指定の理念のような、⑦と⑧だけを追加でやらなければならない理由というのはどこにも書いてないと思うのですがいかがでしょうか。

事 務 局： 追加ではなくて、現状では⑦と⑧であるということです。

下 村 委 員： 現状、16 頁の⑦と⑧を市長が指定するものとして検討する為に、方針として⑦と⑧を追加する必要があるか、というところの説明や追加する理由というのは特にないのでしょうか。

事 務 局： ⑦も⑧も水色の区域も道路も知事が指定する区域になっており、4 月以降は枚方市長が指定する区域となりますので、現状はそのまの区域指定にして、今後、例えば天野川や穂谷川について景観計画との整合性を図っていくということで、そちらについても屋外広告物の区域として指定をしていくということは、これからの検討で、そのための調査をしていくという説明をさせていただいております。

下 村 委 員： 目的としてなぜ調査がいるのかという話や、その内容については特に問題はないですか。

事 務 局： 先ほど課題ということで市としていくつか説明させていただきましたけれども、それを大きく示して、委託の中では作業を進めていきたいと思っております。

下 村 委 員： 手続き上の話と、今何をしているかという市民への説明が文章だけでご理解いただけるような提示が必要かなと思ひ質問させていただきました。それから調査という文字がありますが、大阪市内の都市部では動く広告物、デジタルサイネージが問題視されている状態ですが、枚方市駅周辺ではそういったものはないですか。

事 務 局： 枚方市駅では1 個 2 個程度です。

多田委員： 幹線道路沿いのパチンコ屋などが多いように思います。府域全体でも課題になってくると思います。具体的にはスーパーで派手な電飾を付けているところに対して結構苦情が出て来ていますし、そこは検討が必要かと思います。府の方でも既に検討を始めていて諮問もしていますし、今の大阪府の屋外広告物条例では無いですが、枚方市の条例が施行された後、府の条例にはデジタルサイネージの規制が新たに加わります。

下村委員： 直接市民の方から苦情がきていなければゆっくりでもよいと思いますが、後手後手に回りすぎると問題になると思いますので、計画課題の隅の方にも入れていただけるとよいかなと思います。

多田委員： 予算のこともありますが、調査の具体的な細かい項目まではまだ決まっていなくて、これから委託を発注される時に決めていかれると思いますが、委託される中でデジタルサイネージについても調べていただかないといけないかと思います。また、枚方宿にはどんな看板がふさわしいかを調べていただいたり、淀川は見晴しが良い所で、大阪府の広告物の基準は非常に緩いですが、枚方市として淀川の眺望を守りたいという事であれば屋上広告物の規制を厳しくするとか、また、国道は案内看板があった方が非常に便利ですが乱立すると景観の問題がでてきますので、案内看板は必要なものは必要なので、それを認めつつ景観を良くするための手法はどうするのが良いのかを視点に現況調査をしていただけたら良いのではないかと思います。

事務局： 入札により現況調査を発注するのですが、他市の先行事例を参考にある程度情報は掴んでいるのですが、まだ、きちんとした仕様などは出来ていませんので、これから皆さんの意見を聴きながらやっていきたいと思いません。

下村委員： 幹線道路で特に淀川沿いですが、用途がバラバラな地域が繋がっているところに同じ基準で規制がかかるわけですが、例えば商業系のところと第1種中高層がかかっているところと同じ基準でいくわけですね。沿道の業者さんというのは、すごく大きい看板を掲げれば儲かっているのではないかと思うのです。ですから、現状把握の時に調査項目については枚方固有のものは何かというところを先に詰めておく必要があるように思います。それは前々から丘陵地区での話もされていましたが、淀川河川流域や枚方宿などもそうです。また、調査項目で独立の屋外広告物だとかの種類分けと同時に難しいですが広告物の色味の調査もマンセル値等で

出来ればと思います。

吉川会長： 色の場合は、そこでの色と遠く離れたところから見える色と2種類とらないといけないという話になります。

下村委員： 施設が違ったり、朝・昼・晩でも違いますし、バックライトや照射式でも違いますし、どこまでやるかは検討する必要があるかと思います。

木下委員： 調査の後になるかと思うんですけども、これも以前ちょっとご提案させていただいたんですが、枚方の中をかたまりで見ようとしたときに、結構かたまりがあるんですね。先ほどあった歴史景観地区もそうですけれども、歴史景観地区でどういう広告をしていったらいいかというお話があったように、例えば工業団地もたくさんありますから、工業団地でどういうふうにしていく、もしくは前もちょっとお話致しましたように、家具団地というものでも例えば一度導入してみて、どういうあり方ができるんだろうか、どういう見え方ができるんだろうかということを業界団体の方と協力しながら実験導入して行って、それを広げていくというような形。色々なやり方があると思うので、それをひとつの大きな地域でひとつでも取り組みが成功すれば、それがまた広がっていくと思うので、そういうやり方も検討いただきたいなと思います。それが一番よく分かるのが歴史景観地区だと思いますけれども。

吉川会長： 今後の調査等についてのご意見も多数いただきましたので、4月以降の調査ではここで出た意見を参考にさせていただいて或いは審議会に報告させていただいて進めていただければと思います。

それでは、議案第1号の枚方市屋外広告物条例に基づく許可区域の指定及び許可基準等については提案通りの内容で進めさせていただきたいと思います。

(答申書案配布)

吉川会長： 今、お配りしたものが答申書の鑑でございます。

4月以降新たな市独自の条例化に向けて調査にはいるという事でございます。その後も色々な内容を具体化される段階で我々の審議会の方にご連絡いただくという事でご理解いただけたらと思います。

3 閉 会

吉川会長： それでは以上をもちまして本日の審議は終了とさせていただきます。事

事務局の方で何か連絡事項はございますでしょうか。

事務局： はい、現在開かしていただいているこの審議会ですが、現在は枚方市附属機関条例に基づいて都市景観審議会という名前で開催させていただいておりますが、平成 26 年 4 月からは景観条例も施行されまして、その景観条例に基づいて景観審議会という名前で開催していく事になります。以前にもご説明させていただきましたが、委員定数も 10 名から 13 名になるという事で、現在新たに加わっていただく 3 名の方の調整を行っているところでございます。次回の審議会につきましては日程調整を行いながら開催していきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

吉川会長： それでは今後、審議会の名前が変わり景観審議会となりますが、次回の平成 26 年度第 1 回景観審議会の日程調整を宜しく願いいたします。その他事務局より何かございますでしょうか。それでは最後に森都市整備部次長より閉会のご挨拶をお願いいたします。

森次長： それでは閉会に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は長時間のご審議、また色々ご活発なご意見をいただきありがとうございました。本日の議案、枚方市屋外広告物条例に基づく許可区域の指定及び許可基準等についてご審議いただきありがとうございました。今回は大阪府の屋外広告物条例を参酌したものという事で、今後 3 年を目途に枚方市独自の条例を作るということで予算が通りましたら委託をしかけて、調査検討を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様には今後とも何かとお力添えいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますがお礼の言葉に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

吉川会長： 本日は、委員の皆様方には年度末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会させていただきます。

閉 会

